

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月30日（平成30年（行情）諮問第329号）

答申日：平成30年10月29日（平成30年度（行情）答申第286号）

事件名：「訴訟関係に係る文書一式」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「訴訟関係に係る文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月24日付け愛労発基0424第15号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を特定することができる。文書特定に資する情報の提供をしていない。窓口担当者も、総務省が求めている行為をなしていない。

厚生労働省の事務規定に反する事務をしているから、この処分は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年3月1日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月26日付け（同年5月7日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成30年3月1日付けで、審査

請求人が処分庁に対して、「訴訟関係に係る文書一式」についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容には、当該文書を特定するに足る事項が記載されていなかったことから、平成30年3月16日付けで、同年3月30日を期限として補正を求めた。

ウ しかし、期限までに、審査請求人から文書を特定するに足る回答がなかったことから、さらに、平成30年3月30日付けで、同年4月13日を期限として再度補正を行った。

エ しかしながら、期限までに審査請求人から回答がなかったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月24日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

法4条1項において、「前条の規定による開示の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。」と規定し、同項2号において、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」を記載すべき事項として規定している。処分庁は当該規定に基づき、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項を具体的に記載するよう求めたものである。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合は形式上の不備に該当し、本件審査請求における開示請求においては、同項2号の記載事項が記載されていなかったものである。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、審査請求人に

対して、約2週間の回答期限を設け、行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう求めたが、期限までに提出がなかった。その後、さらに、審査請求人に対して、約2週間の回答期限を設け、補正を行ったが、期限までに提出がなく、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月27日 審議
- ④ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求書の欄外に「請求者の開示を求める特定書類が全て労災補償業務に関わる書類である旨確認し補正した」旨の記載があることから、本件対象文書は、労災補償業務に関する「訴訟関係に係る文書一式」とであると認められる。

(2) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 労災補償業務に関する訴訟関係の文書としては、個別の訴訟事件に関して訴状等事件係属通知から判決確定通知までの一連の記録関係、専門的知識を有する非常勤の労災法務専門員の関係、判決文関係、業務の参考として収集した全国の労災関係の資料などが考え得るが、審査請求人が求める労災補償業務に関する「訴訟関係に係る文書一式」とは、どのような文書か、具体的内容は不明である。

イ このように、本件開示請求書には、文書を特定するに足る事項が記載されていなかったことから、平成30年3月16日付けで、同月30日を期限として補正を求めた。

ウ しかし、期限までに、審査請求人から行政文書を特定するに足る回答がなかったことから、さらに、平成30年3月30日付けで、同年4月13日を期限として再度補正を求めた。

エ しかしながら、期限までに審査請求人から回答がなかったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成30年4月24日付けで原処分が行われたものである。

オ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足る事項が記載されていなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。

(3) 当審査会において確認したところ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、「訴訟関係に係る文書一式」の記載があるのみであり、また、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について(依頼)」では、「訴訟関係に係る文書一式」について、「どのような文書か、具体的内容がわかるように、ご回答をお願いします。」旨記載し、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱わせていただく旨を伝えているにもかかわらず、審査請求人が2度にわたる補正の求めに応じていないことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(4) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子